

平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる退職手当等（退職所得の分離課税）から、次の 2 点が変わります。

(1) 退職所得に係る個人市・県民税の所得割額の 10%税額控除が廃止になりました。

その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除して、その控除後の金額の 2 分の 1 の額（退職所得の金額）に市民税は 6%（地方税法第 328 条の 3）、県民税は 4%（同法第 50 条の 4）の税率を乗じて算出した金額が退職所得に係る市民税・県民税の所得割額です。

(注 1) 退職所得の金額に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てます。（退職所得の金額は千円単位）

(注 2) 特別徴収すべき税額（市民税額、県民税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てます。（特別徴収すべき金額は百円単位）

退職所得の金額 (千円未満切捨て)	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税額 (百円未満切捨て)	県民税額 (百円未満切捨て)

(2) 特定役員退職手当等に係る退職所得の 2 分の 1 課税が廃止になりました。

(注 1) 「特定役員退職手当等」とは、退職手当等のうち、役員等勤続年数が 5 年以下である者が、退職手当等の支払者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

(注 2) 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人税法第 2 条第 15 項に規定する役員

イ 国会議員及び地方議会議員

ウ 国家公務員及び地方公務員